

別表第 1

許 可 の 基 準

事業の種類	両 数 等
製 作 業 者	許可申請を行った日の直前 3 ヶ月における 回送の実績又は計画が月平均 5 両以上
販 売 業 者	許可申請を行った日の直前 3 ヶ月における 新車販売業者 販売の実績又は計画が月平均 5 両以上 中古車販売業者 販売の実績が月平均 10 両以上
陸 送 業 者 (貨物自動車運 送事業法によ る認可事業者 の場合)	ア. 陸送の実績又は計画が月平均 30 両以上 イ. 自動車の製作、架装又は販売を業とする者と直接に陸送委託契約を 締結し、かつ、契約期間が 1 年以上継続されるものであること。 ウ. 回送業務に従事する運転者及び積載車を有すること。 エ. 回送自動車の運行管理について自ら責任を負う者であること。
陸 送 業 者 (上記以外の 陸送業者の 場合)	ア. 陸送の実績又は計画が月平均 30 両以上 イ. 自動車の製作、架装又は販売を業とする者と直接に陸送委託契約を 締結し、かつ、契約期間が 1 年以上継続されるものであること。 ウ. 陸送に直接従事する運転者を 10 名以上常時雇用しているものであ ること。 この場合の運転者は、日々雇い入れられる者、2 月以内の期間を定 めて使用される者又は試みの使用期間中の者であってはならない。 エ. 回送自動車の運行管理について自ら責任を負う者であること。
特定整備業者	ア. 許可申請を行った日の直前 1 年間の法第 35 条の臨時運行許可に基 づく運行実績が 7 台以上あること。 (2 回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前 1 年間の回送 運行の許可に基づく回送運行実績が 7 台以上あること。)

- (注) 1 事情やむを得ない場合とは、離島等を言い上記の基準を緩和することができる。
- 2 1 両未満の端数は、四捨五入とする。
- 3 小型二輪自動車の場合は、上記基準のそれぞれの業種の 2 倍とする。(特定整備事業者を除く。)

別表第 2

許可番号標の貸与基準

事業の種類	番 号 標 の 貸 与 限 度	
製作者 販売者	1 ヶ月平均の実績又は計画	貸与限度数
	50 両以下	5 両まで毎に 1 組（枚）以内
	51 両以上	10 組（枚）に、50 両を超える数が 10 両までを増す毎に 1 組（枚）を加えた組（枚）数以内
陸送業者	陸送に直接従事する運転者数に 0.9 を乗じた組数（枚）以内	
特定整備業者	営業所毎に交付（貸与）申請を行った日の直前 1 年間の法第 35 条の臨時運行許可に基づく運行実績が 7 台以上（2 回目以降の許可の場合は交付（許可）申請を行った日の直前 1 年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が 7 台以上）である場合。 1 枚（組）	

- (注) 1 事情やむを得ない場合とは、離島等を言い上記の基準を緩和することができる。
- 2 1 両未満の端数は、四捨五入とする。
- 3 小型二輪自動車の場合は、上記基準のそれぞれの業種の 2 倍とする。（特定整備事業者を除く。）